

振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

- 第1条** この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係るお客様の口座を、当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。
- 2 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは振替国債に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。

(振替決済口座)

- 第2条** 振替国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。
- 2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客様が振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

- 第3条** 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめお客様から、当行所定の「債券取引口座兼振替決済口座開設申込書(印鑑票)」によりお申し込みいただきます。その際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の適用法令等又は当行の行内規則等に基づき、当行所定の取引時確認手続きを行わせていただきます。
- 2 当行は、お客様から「債券取引口座兼振替決済口座開設申込書(印鑑票)」による振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

(共通番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当行への届出事項)

第4条 「債券取引口座兼振替決済口座開設申込書(兼印鑑票)」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

(振替の申請)

第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの。
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの。
 - ③ 振替国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの。
- 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当っては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
- ① 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
 - ③ 振替先口座
 - ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 3 前項第1号の金額は、その振替国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 振替国債の全部又は一部を振替えるときは、その6営業日前までに当行所定の

方法でその旨をお申出のうえ、お客様等が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。

- 6 当行に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第6条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当行で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなことがあることがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

（分離適格振込国債に係る元利分離申請）

第7条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。
- ② 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの。

- 2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

- ① 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
- ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

（分離元本振込国債等の元利統合申請）

第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。
 - ② 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの。
- 2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
- ① 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(みなし抹消申請)

第9条 振替決済口座に記載又は記録がされている振替国債が償還（分離利息振込国債にあつては、利子の支払い）された場合には、お客様から当行に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当行がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

(担保の設定)

第10条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合のみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

(お客様への連絡事項)

第11条 当行は、振込国債について、次の事項をお客様にお知らせします。

- ① 最終償還期限
 - ② 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- 2 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。
また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当行の事務統括部の責任者に直接ご連絡ください。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発

送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

- 4 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。))をいいます。))である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照会のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。))に関する事項についての照合に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照会のためのご報告を行わないことがあります。

(元金金の代理受領等)

第12条 振替決済口座に記載又は記録がされている振替国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。

(届出事項の変更手続き)

第13条 お届出事項(印章、氏名若しくは名称、住所又は共通番号、法人の場合における代表者の役職氏名、その他の届出事項)を変更なさるときは、直ちに、当行にお申出のうえ、当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」、「資格証明書」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

- 2 前項により届出があった場合は、当行は相当の手続きを完了したのちでなければ振替国債の元金又は利子の支払いのご請求には応じません。

(口座管理料)

第14条 口座管理料はいただいておりません。

(当行の連帯保証義務)

第15条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振替国債(分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債を除

きます。)の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金及び利子の支払いをする義務

- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務
- ③ その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(解約)

第16条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。

- ① お客様から解約のお申出があった場合。ただし、振込国際の利金支払期日の6営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- ② 一定の期間口座残高がない場合
- ③ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき
- ④ お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)、および次に掲げるいずれかの一つにでも該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(上記暴力団員等及びA乃至Eを総称して「反社会的勢力」という。)

- ⑤ お客様が、自らまたは第三者を利用して次に掲げるいずれかの一つにでも該当する行為を行い、当行が解約を申し出たとき
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- ⑥ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- ⑦ お客様について相続の開始があったとき
- ⑧ お客様がこの規定に違反したとき

(解約時の取扱い)

第 17 条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(免責事項)

第 18 条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 当行が、当行所定の証書に押なつされた印影（又は署名）とお届出の印鑑（又は署名鑑）が相違ないものと認め、振込国債の元金又は利子の支払いをした場合
- ② 当行が、当行所定の証書に押なつされた印影（又は署名）がお届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振込国債の元金又は利子の支払いをしなかった場合
- ③ 天災地変等の不可抗力により、ご請求にかかる振込国債の元金又は利子の支払いが遅延した場合
- ④ 第 13 条第 1 項による届出の前に生じた損害

(この規定の変更)

第 19 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。

改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時

期が到来するまでに当行ウェブサイト又はその他相当の方法により周知します。

附 則（平成 15 年 1 月 27 日）

この規定は、平成 15 年 1 月 27 日から施行します。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日）

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行します。

（注）改正条項は、次のとおりです。

- （1） 第 7 条を削除。
- （2） 第 20 条第 4 項第 1 号を削除し、第 2 号から第 5 号を各 1 号ずつ繰り上げる。
- （3） 第 20 条第 5 項、第 6 項を削除。

附 則（平成 18 年 10 月 1 日）

この改正は、平成 18 年 10 月 1 日から施行します。

（注）改正条項は、次のとおりです。

- （1） 第 5 条を改正。（注記を追加。）
- （2） 第 27 条を追加。

附 則（平成 19 年 9 月 30 日）

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から施行します。

（注）改正条項は、次のとおりです。

- （1） 第 2 条の根拠となる法令を変更。
- （2） 第 5 条を改正。（注記を削除。）
- （3） 第 17 条に第 4 項を追加。
- （4） 第 19 条を改正（【脚注 2】を削除。）

附 則（平成 22 年 6 月 1 日）

この改正は、平成 22 年 6 月 1 日から施行します。

（注）改正条項は、次のとおりです。

- (1) 第1条、第4条、第5条、第12条【脚注1】、第14条、第19条、第26条、第27条、の根拠となる法令を変更。
- (2) 第2条、第5条、第8条、第9条、第10条、第11条、第17条、第18条、第19条、第20条、第24条、第27条を改正。
- (3) 第19条に【脚注2】を追加。
- (4) 第20条第4項に第4号・第5号（反社会的勢力解約条項）を追加し、第4号を2号繰り下げる。
- (5) 第21条を追加し、第21条から第28条を各1条ずつ繰り下げる。

附 則（平成26年4月1日）

この改正は、平成26年4月1日から施行します。

（注）改正条項は、次のとおりです。

- (1) 旧第2条、旧第3条、旧第6条、旧第7条、旧第8条、旧第15条、旧第22条、旧第23条、旧第24条、旧第27条、旧第28条を削除（保護預りに関する条項）。
- (2) 旧第4条を第2条に、旧第5条を第3条に、旧第9条を第5条に、旧第10条を第6条に、旧第11条を第10条に、旧第12条を第7条に、旧第13条を第8条に、旧第14条を第9条に、旧第16条を第12条に、旧第17条を第11条に、旧第18条を第13条に、旧第19条を第15条に、旧第20条を第16条に、旧第21条を第17条に、旧第25条を第18条に、旧第26条を第19条に各々繰り上げる。
- (3) 第14条（口座管理手数料）を追加。
- (4) 第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条を改正。
- (5) 第16条第4号を（反社会的勢力ではないことの表明・確約同意文言）を追加。第5号（元暴力団員や共生者など反社会的勢力の属性要件を明確化）を改正。
- (6) 【脚注1】、【脚注2】を削除。

附 則（平成28年1月1日）

この改正は、平成28年1月1日から施行します。

（注）改正条項は、次のとおりです。

- (1) 第3条の2を追加。

(2) 第4条、第13条第1項を改正。

附 則 (平成28年6月24日)

この改正は、平成28年6月24日から施行します。

(注) 改正条項は、次のとおりです。

(1) 第11条第2項を改正。

附 則 (平成30年10月1日)

この改正は、平成30年10月1日から施行します。

(注) 改正条項は、次のとおりです。

(1) 第11条第2項を改正。

附 則 (2020年4月1日)

この改正は、2020年4月1日から施行します。

(注) 改正条項は、次のとおりです。

(1) 第16条第3号を削除し、第4号から第9号を各1号ずつ繰り上げる。

(2) 第19条を改正。

2020年4月